

## パブリックコメント意見募集結果について

### 1. 案件名

(仮称)「門真市建築物等の適正管理に関する条例」(案)

### 2. 意見募集期間

平成27年11月9日(月)から平成27年12月9日(水)まで

### 3. 実施機関

- (1) 名称：建築指導課
- (2) 電話：06-6902-6341

### 4. 閲覧場所

建築指導課、情報コーナー(市役所別館)、南部市民センター、保健福祉センター、図書館本館、図書館市民プラザ分館、市ホームページ

### 5. 受け付けた意見等の件数

1件(1名の方から意見が出されました。)

### 6. 意見に対する考え方

意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	所有に関わる保守義務が付随することを条例は明記し、業界の教育も必要。違反する場合の「時限」と「罰則」の規定も必要。	本条例は、良好な住環境の保全及び安全で安心な市民生活を確保するため、第3条において、建築物等の適正な管理について、所有者等の責務を明記しております。 また、違反している場合の措置につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」、「建築基準法」に罰則規定が設けられており、これらの法律に基づき必要な指導をしていくものです。

以上